

館内サインージ等使用規程

制定 平成29年6月19日

1 目的

この規程は、かしわインフォメーションセンター（以下「K I C」）の館内サインージ等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この規程において、「サインージ等」とは、次に掲げるものとする。

- (1) サインージ
- (2) サインージ下の曲線展示コーナー2段

3 使用目的

サインージ等の使用目的は以下の(1)～(3)いずれかの項目に該当するものとする。

- (1) 団体及び自社のPR。ただし、販売行為は除く。
- (2) 柏市の活性化を目的としたイベントの紹介。
- (3) その他、特定非営利活動法人柏市インフォメーション協会 理事会（以下「理事会」）にて必要と認めたもの。

4 使用の許可等

- (1) サインージ等を使用しようとする者は、あらかじめ理事会の許可を受けなければならない。
- (2) 理事会においては、放映内容の「健全性」・「独自性」・「質の高さ」その他を、審査対象とする。
- (3) 理事会が、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。
 - ア 上記(2)において、審査の結果、許可に至らなかった場合。
 - イ K I C館内での販売・営業行為を行うおそれがある。
 - ウ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある。
 - エ 施設及び他の展示物を滅失、または汚染するおそれがある。
 - オ その他センターの管理・運営上支障を来すおそれがある。
 - カ 同年度内で、放映内容が重複してしまう、または重複してしまうおそれがある。
- (4) 理事会における審査記録は開示しない。
- (5) 許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、K I Cスタッフからサインージ等の使用について指示があったときは、それに従わなければならない。
- (6) 理事会は、使用者がこの規程に違反したときは、許可の取り消し、使用停止、または退去を命じることができる。

5 利用者

この規程における利用者とは、下記に定めるものとする。

- (1) 柏市役所
- (2) K I C サポーターズ会員
- (3) その他、柏市及び東葛地域において、理事会が認めた団体
- (4) K I C の自主企画として招致する団体や企業

6 使用の手続

- (1) 館内展示施設等を使用しようとする者は申請書を提出しなければならない。
- (2) 申請書は、使用を希望する日の属する月の1年前から受け付けるものとし、最低でも使用する月の1ヶ月前には提出をし、理事会の審査を受けなければならないものとする。
- (3) 理事会は、使用を許可したときは、許可書を当該申請者に交付するものとする。

7 使用期間及び使用時間の制限

- (1) サイネージ等の使用希望が、連続して1ヶ月間を超える場合は事前に申請して許諾を受けるものとし、基本的には年度内における複数使用を行うことはできない。ただし、理事会が必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 放映内容の画像・音声データは、放映1週間前には事務局に提出し、事前の確認を得るものとする。また、付属展示物の搬入・搬出は、展示期間の前後1日、または開始日、及び終了日とし、午前10時～午後6時を作業時間とする。ただし、設営が一般利用者の館内利用を妨げるおそれのある場合に限り閉館後とし、作業時間は別途打合せとする。
- (3) 搬入搬出日は、展示開始の1週間前には決定し、事務局に届け出ること。
- (4) 車両での搬入出が必要な場合は、ファミリーかしわへの「店内工事・作業施工届」の提出を要する。
 - ・「店内工事・作業施工届」は、設営側が記入し、当該テナントであるKICが提出する。
 - ・搬入出による、ファミリーかしわ専用搬入口への駐車時間は各30分までとし、出入りの際は警備室で入館者名簿に記名する。
 - ・設営作業が30分を超える場合は、速やかに車両移動し、それにより駐車費用が発生する場合は、設営側の負担とする。

8 使用料金等

- (1) サイネージ等の使用料金は以下の別表のとおりとし、使用者の負担とする。また、付属展示物の作成、搬入・搬出に係る費用に関しても同様とする。
- (2) 料金の支払いは、サイネージ等の使用決定通知後より、使用開始前までに完了すること。
(現金、または振込)
- (3) サイネージ等の利用者が、一回の放映につき複数団体となる場合の使用料の請求は、代表団体に対しての一括請求とする。

9 変更

使用者の都合により、放映内容の一部や期間の変更を希望する場合は、K I Cへ速やかに申し出なければならない。ただし、理事会が許可した内容と著しく異なる場合や、放映開始予定日3週間前以降の期間変更は認めない。

10 キャンセル

使用者の都合により、放映をキャンセルする場合は、K I Cへ速やかに申し出なければならない。ただし、キャンセルする場合は、1ヶ月前は使用料の70%、それ以降は使用料100%のキャンセル料を徴収する。

11 PR活動

使用者独自のPR活動については、4 使用の許可等の(3)イ～オに抵触しない限り、それを妨げない。

12 損害賠償

- (1) 使用者及びK I Cへ入館する者は、センターの施設、附帯設備等に損害を与えた場合は、理事会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、理事会が止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額、または免除することができる。
- (2) 展示物の管理は、使用者に一任するものとし、破損・盗難・複製等にかかる一切の被害については、K I Cは関与しないものとする。
- (3) 放映及び展示物に使用する写真や画像等の著作権については、主催者に帰属するものを使用することとし、トラブルが発生した場合もK I Cは関与しないものとする。

補則

この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

《別表》

サイネージ等貸し出し料金

館内の貸出展示施設を同時利用する場合は、展示期間中のサイネージ利用料は無料。

	半月	1ヶ月
会員	30,000	50,000
非会員	60,000	100,000

*基本放映仕様

- ・放映単位 5分～15分/本
- ・放映時間 営業日の9:00～19:00で繰り返し再生。